

奈良県告示第五百七十九号

宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和四十年四月奈良県告示第五十五号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

第一条中「奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課」を「奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課」に改める。